

【農業者のみなさまへ】

水田活用の直接支払交付金（国庫補助金）における交付対象水田についてのお知らせ（5年水張ルール）

・令和9年度以降、過去5年間連続して水稲（非主食用米を含む。）の作付けが行われていない水田は、水田活用の直接支払交付金（産地交付金を含む。）の交付対象農地から除外されます。（5年水張ルール）※

⇒令和4～8年度に一度も水稲（非主食用米を含む。）を作付けしていない水田は令和9年度からは交付対象外となります。

・除外された水田は、除外後に水稲作付を行っても、交付対象農地に復帰することはありません。

（1）国がルールを見直す目的

- ①転換作物が固定化している水田は、畑地化を促す。
- ②水田機能を有する農地で転換作物の生産を行う場合はブロックローテーション体系の再構築を促す。

（2）交付対象農地からの除外とは

- ・地域農業再生協議会が管理する「水田台帳」において、当該圃場を「水田活用の直接支払交付金」の交付対象外として整理することを指します。
- ・一度、交付対象外の水田として整理された圃場は、除外後に水稲作付を行っても、交付対象農地に復帰することはありません。
- ・交付対象農地から除外されたとしても、地目が変更されるものではなく、国の他の交付金（ゲタ、ナラシ）や、転作率のカウントには影響ありません。

（3）水稲作付の確認について

- ・営農計画書（細目書）の記載等をもとに地域農業再生協議会が確認を行います。

※以下に該当する場合には、5年水張ルールは適用されません。

- ①災害復旧事業の対象で、水稲の作付けが困難であることが確認できる場合
- ②農業基盤整備事業等の対象で、水稲の作付けが困難であることが確認できる場合

※たん水管理を1か月以上行い、かつ、連作障害による収量低下が発生していないことが確認できる場合は、水稲作付が行われたものとみなします。この場合は、別途地域農業再生協議会へ申請が必要です。

5年水張ルールのイメージ

R4～8と、の期間中に水稻（非主食用米を含む）の作付けがある場合に、R9以降も交付対象農地として維持されます。

